

弁護士法人規程に関する常駐等の確認事項

(平成十三年十二月二十日理事会決議)

改正 平成一九年 三月一五日

同 二五年 一月一七日

第一 弁護士法第三十条の十七の「常駐」の解釈指針

1 社員は、当該事務所を、弁護士名簿上の事務所として登録していなければならない。

2 社員は、当該事務所を、弁護士及び弁護士法人の業務活動の本拠としていなければならない。そのためには、少なくとも以下の基準を満たしていることが必要である。

一 社員は、弁護士法人の各事務所における所在時間を比較して、当該事務所を中心として執務しているものと認められなければならない。

二 当該事務所において、その業務が、当該社員によって遂行されていると認められる体制がとられていなければならない。

三 社員は、当該事務所の業務の遂行状況及び使用人である弁護士及び職員などの勤務状況を基本的に把

握していなければならない。

四 社員は、当該事務所を維持するに要する費用の管理状況を基本的に把握していなければならない。

五 社員との連絡が、当該事務所において、容易に取れなければならない。

第二 弁護士法第三十条の十七の非常駐許可基準

1 弁護士法人の従たる法律事務所が所在する地域が弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則(規則第五百五号)第二条第二号の第一種弁護士過疎地域に該当すること。

2 弁護士法人の従たる法律事務所が所在する地域が1に規定する地域以外の地域である場合において、当該地域において弁護士に対する需要があり、かつ、社員の常駐が困難であると認められる事由があること。

第三 弁護士法第三十条の二十五第三項の取扱い

日本弁護士連合会会長は、法務大臣が弁護士法人の解散命令を請求しようとして弁護士法第三十条の二十五第三項に基づき意見聴取してきた場合には、その扱いを速やかに理事会に諮ることとする。

附 則 (平成一九年三月一五日改正)

第一、第二及び第三の改正規定は、理事会の承認があつ

た日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一七日改正）

第二の改正規定は、平成二五年四月一日から施行する。

（注：本確認事項は、理事会において横書きで承認されたものであるが、掲載の都合上縦書きに直すとともに、算用数字を漢数字に直した。）